

告 示

埼玉県告示第千八十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年十月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一六―十四―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市大字新郷四百六十九番一 外二十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千四百九・九八立方メートル